

シンガポール個人情報保護法（PDPA）に関する最近のアップデートについて

2026年6月15日

One Asia Lawyers シンガポール事務所
日本法弁護士 伊奈 知芳

1. イントロダクション

近時、シンガポール個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission、「PDPC」）より、PDPA（Personal Data Protection Act）に関連するいくつかの重要なアップデートが公表されています。本稿では、DPO 登録フォームの新設および NRIC 番号を用いた本人認証の廃止方針について、概要をご紹介します。



2. DPO の新たな登録フォーム公開

PDPA は、事業者に対し、1 名以上の DPO（Data Protection Officer）を任命すること及びその連絡先を公開することを義務付けています（第 11 条 3 項）。

このたび PDPC は、DPO 登録フォームを新たに公開しました。従前、シンガポールにおいては、ACRA（Accounting and Corporate Regulatory Authority）の BizFile+ を通じた DPO 情報の登録制度が存在していましたが、2024 年 12 月 1 日から同制度は停止されていました。

今回、DPO 登録フォームの公開により、事業者は DPO 情報を PDPC に登録することが可能となりました。登録により、事業者は DPO 任命義務およびその連絡先の公開義務という 2 つの義務を果たすことができます。

当該フォームへの登録そのものは法的義務ではありませんが、事業者が上記 2 つの義務を果たしていることを明確化する観点から、登録を検討する意義はあると思われます。また、登録を行うことで、PDPC からの規制に関するアップデートや関連資料等の提供を受けることが可能になります。

参考：

DPO 登録フォーム <https://form.gov.sg/69b3d9792f8a465a723047b9>

3. NRIC 番号を用いた本人認証が 2027 年 1 月から禁止に

PDPC およびシンガポールのサイバーセキュリティ庁（Cyber Security Agency of Singapore, “CSA”）は、NRIC 番号（National Registration Identity Card number）の全部又は一部を、本人認証（authentication）の目的で使用することを、2026 年 12 月 31 日までに段階的に廃止するよう求める共同アドバイザリーを公表しました。

これにより、2027 年 1 月 1 日以降、事業者が認証のために NRIC 番号（全部または一部）を利用することは、PDPA 上の義務違反と評価される可能性があります。具体的には、たとえば認証のために NRIC 番号の全部または一部を初期パスワードとして（またはその一部として）利用す

ること等も違反と評価される可能性があります。既に、シンガポールの各種サービス提供者からは、今後はNRICを利用した認証を行わない旨の通知が、筆者にもいくつも届いています。

上記共同アドバイザーによれば、認証とは、「ある個人に対して、本人のみが利用することを予定されたサービスや情報へのアクセスを許可する前に、当該個人が本人であることを証明する手続」であるとされています。

認証は、氏名等の識別子 (identifier) を用いてある個人を他の個人と区別する「Identification (個人識別)」とは異なる概念です。

今回、新たな規制が導入される背景として、NRIC 番号はシンガポールにおいて広く利用される固有識別子であり、漏えいした場合のリスクが高いことが挙げられます。NRIC 番号の一部のみを認証のために利用する場合であってもリスクは否定できないため、PDPC及びCSAは、そのような利用形態についても見直しを求めています。

今後、シンガポールにおいてサービスを提供する事業者は、顧客向けポータル、会員システム、人事管理システム等において、NRIC 番号ベースの認証を採用していないか確認する必要があります。

なお、当該共同アドバイザーやPDPC ニュースリリースにおいて、NRIC 番号と同様の重要度をもって並列的に扱われていたFIN 番号、パスポート番号、出生証明書番号等の個人番号については、特に明示的に言及されていません。しかし、これらの番号が漏えいした場合のリスクは、NRIC 番号が漏えいした場合のリスクと同程度となりうることから、事業者側の運用として、これらの番号についても同様に認証目的の利用を避けることも考えられます。

参考：

PDPC ニュースリリース (NRIC 認証廃止) <https://www.pdpc.gov.sg/media-events/pdpc-to-step-up-enforcement-action-against-misuse-of-nric-numbers-and-issues-new-advisory-on-data-protection>

PDPC・CSA 共同アドバイザー <https://www.pdpc.gov.sg/media-events/joint-advisory-against-using-nric-numbers-for-authentication-by-the-personal-data-protection-commission-pdpc-and-cyber-security-agency-of-singapore-csa>

4. Data Breach 通知に関するページ

PDPC は、更に、各事業者において万が一 Data Breach が発生してしまった場合の対応について、改めて纏めたウェブページを更新しています (<https://www.pdpc.gov.sg/organisations/e-services/report-your-organisations-data-breach>)。このページでは、事業者が何らかのインシデントを検知した場合に通知が必要 (notifiable) かどうかのセルフアセスメント、及び通知が必要となった場合の通知先等についてステップごとに分かりやすく纏められており、内容自体は新たな事項を含むものではないと見受けられますが、セルフアセスメントツールの紹介も含め、万が一に備えた日常的な個人情報管理の一環としても、ご一読いただくことを推奨申し上げます。

5. おわりに

今回の各アップデートは、いずれもシンガポールにおける個人情報保護実務の運用面に関わる内容であり、各事業者においては、改めて確認を行う契機になるものと思われます。認証方法

については、NRIC 番号を利用した認証が禁止されるまでの期間内に、新たな規制に対応した運用を構築する必要があります。

特に、日本本社主導でシステム管理を行っている事業者等においては、必要な対応を確認の上、実施することが推奨されます。

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



伊奈 知芳

One Asia Lawyers Singapore Office

弁護士（日本）

弁護士登録後、日本における対中国クロスボーダー投資案件を主要業務とするブティック型法律事務所に約 8 年間勤務。同所入所直後より主に中国案件に関与し、2010 年より同所上海事務所代表として常駐。2013 年より同所主席代表弁護士として勤務する。

2015 年同所を退職後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）へ留学。2016 年、同大学院を卒業（Master's Degree を取得）後、One Asia Lawyers の設立に参画。以後一貫してシンガポールをベースとし、東南アジア及び中国を中心とするクロスボーダーM&A 案件のほか、労務、知財、コンプライアンスその他一般企業法務案件、およびシンガポール関わる国際離婚、相続案件等に幅広く携わっている。特に、シンガポールを中心とした個人情報保護法制に関する案件については、講演・執筆活動も多数行っている。International Association of Privacy Professionals (IAPP) 会員、Certified Information Privacy Professional/Europe (CIPP/E)。

tomoyoshi.ina@oneasia.legal